

農地法第5条申請について (権利移動を伴う農地転用の許可申請)

- ・申請書 1部
 - ・添付書類 各1部
 - ① 申請理由の詳細 (様式は特になし)
 - ※ ② 登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)
 - ※ ③ 公図 (申請地に隣接する農地の地番、地目、所有者を明示)
 - ④ 位置図 (住宅地図等)
 - ⑤ 土地利用計画図 (施設等の配置計画、駐車場等の場合は計画図)
 - ⑥ 建造物平面図、立面図 (家屋構造図、基礎図)
 - ⑦ 断面図 (2方向以上、1/100~1/500)
 - ⑧ 排水処理計画図 (雨水、汚水の処理、排水先を明示)
 - ⑨ 同意書 (申請地の隣接農地所有者及び耕作者、水利組合又は区長等)
 - ⑩ 工事見積書、土地取得費が確認できる書類
 - ※ ⑪ 預金残高証明又は融資証明書 (金額に関わらず転用事業に係る総費用以上の証明)
 - ⑫ 土地の売買契約書(仮契約書)の写し

 - 登記事項証明書と所有者の住所が異なる場合・申請者が町外の場合
 - 住民票又は戸籍附票
 - 仮登記、抵当権等が設定されている場合
 - 仮登記権利者、抵当権者等の承諾書
 - ※ ○代理による申請の場合
 - 委任状(自署、実印での押印)及び印鑑証明
 - 申請者が法人の場合
 - 法人の登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し
 - その他農業委員会が必要と認めた書類
- ※印のあるものについては原本の提出が必要

申請地が農業振興地域の農用地区域に指定されている農地でないか確認する必要がありますので、事前にお問い合わせください。

農用地区域に指定されている場合、原則転用できないため、除外の手続が必要になります。

申請の受付は毎月20日締切で、審議会は翌月の10日前後です。

(必要書類が全て揃った時点での受付となります)

串本町役場 産業課内
串本町農業委員会事務局
TEL:0735-62-0558 FAX:0735-62-6970